

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和元年5月10日

支出負担行為担当官
千葉地方法務局長 小山浩幸

- 1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項
 - (1) 件名 地図情報システムの入力データ編集作業一式
 - (2) 業務内容 仕様書による。
 - (3) 納入場所 仕様書による。
 - (4) 納入期限 仕様書による。

- 2 オープンカウンター方式による見積合わせに関する参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 平成31・32・33年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、D等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (3) 本件請負作業の実施が可能であることを証明することができること。
 - (4) ISO9001の認証を取得していること又は同等の品質管理体制を確立していること。
 - (5) ISO27001の認証を取得していること又は同等の情報セキュリティマネジメントシステムを確立していること。
 - (6) プライバシーマークを取得していること又はこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
 - (7) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

 - ア 契約の相手方として不適当な者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(8) その他、千葉地方法務局オープンカウンター方式実施要領（以下「実施要領」という。）に定める参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒260-8518 千葉市中央区中央港一丁目11番3号

千葉地方合同庁舎4階 千葉地方法務局会計課（担当：高橋）

電話 043-302-1326 FAX 043-203-8152

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和元年5月10日（金）から同年5月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所 上記3に同じ（郵送による配布も可とする。）

5 見積書等の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出書類

ア 見積書

見積書記載例（別紙1）を参考に記載すること。

イ 資格・実績証明書

資格・実績証明書作成要領に基づき作成すること。

ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し

エ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書(役員等名簿添付)」(別紙2)

(2) 提出期限 令和元年5月22日（水）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出場所 上記3に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。郵送する場合は、追跡可能な方法（例えば書留郵便）を利用し、送付すること。

(5) その他、見積書の作成及び提出に当たっての留意事項

ア 見積書等は、封筒に入れて封印の上、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び宛名（千葉地方法務局支出負担行為担当官宛て）を記載するとともに「**地図情報システムへの入力データ編集作業に係る見積書等在中**」と必ず朱書きすること。

イ 法人の代表者本人以外の者が見積書を作成するときは、当該見積書作成に係る委任状を提出すること。

ウ 見積書には、各業務ごとの単価及び各予定数量に基づき算出した合計金額を記入すること。

契約は、各業務ごとの単価契約とする。ただし、契約の相手方を決定するに当たっては、それぞれの予定数量に単価を乗じて得た金額の総合計額（消費税及び地方消費税を含む。）による最低価格の競争とする。

なお、それぞれの予定数量に単価を乗じて得た金額又は総合計の金額の算出に誤りがあった場合は、無効札とする。

エ 提出前の見積書の記載事項（見積金額を除く。）を訂正するときは、当該訂正部分に押印すること。

オ 見積書は、仕様書等及び実施要領を熟読の上、作成すること。

6 見積合わせの日時

令和元年5月28日（火）午前10時（非公開）

7 見積書の記載事項

見積書に記載する金額は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた合計金額とすること。

8 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。この場合、当該見積書の見積価格をもって、契約単価とする。

9 契約保証金の納付

免除

10 契約書作成の要否

要する。別添契約書（案）のとおり。

11 質疑応答

(1) 提出方法 資格・実績証明書作成要領の様式（別添1-2）による質問書を持参又はFAX（質問者の責任において、必ず到達確認を行うこと。）により提出すること。

(2) 提出期限 令和元年5月15日（水）午後5時15分まで（必着）

(3) 回答予定日等 質疑に対する回答は、資格・実績証明書作成要領の様式（別添1-3）による関心表明書を提出した全ての者に対し、令和元年5月17日（金）午後5時15分までにFAXにより行う予定である。

12 その他

(1) 本公示に示した期限は必着とし、当方において、不達、遅配その他郵送事故等の責任は一切負わない。

(2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

(3) 本公示に示した見積合わせ参加に必要な資格のない者のした見積り及び見積合わせに関する条件並びに実施要領に違反した見積りは無効とする。

以上